

## 東広島市社会福祉協議会 地域福祉教育推進事業実施要綱

### (目的)

第1条 東広島市内の児童・生徒の福祉に対する理解と関心を深め、児童・生徒の活動を通してボランティアと地域連帯の心を持つ青少年の健全育成を支援すると共に、「あったか笑顔のまちづくり」への推進を図ることを目的として実施する。

### (対象)

第2条 本事業の対象は、東広島市内の教育機関とし、市内の各日常生活圏域より2校を指定する。

- 2 前項の日常生活圏域のうち、西条圏域の北地域の教育機関は、西条小学校、寺西小学校、東西条小学校、三ツ城小学校、平岩小学校、龍王小学校、西条中学校及び中央中学校とし、同圏域の南地域の教育機関は、御菌宇小学校、三永小学校、板城小学校、郷田小学校、松賀中学校及び向陽中学校とする。

### (助成金の交付)

第3条 本事業に理解があり、意欲的に取り組もうとする教育機関に対し、毎年度予算の範囲内で交付するものとする。

### (助成金の対象)

第4条 各教育機関の実情に即した創意と工夫により実践される事業（別紙1）で、地域住民と協働して実施する活動を対象とする。

- 2 各教育機関は、各生活圏域の地域福祉担当者と内容について協議しながら事業を実施する。
- 3 助成金の対象となる経費は、諸謝金、旅費、賃借料、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会議費のうち、前項の事業を行うために直接必要なものとする。
  - (1) 学校内外での地域関連の交流事業
  - (2) 学校行事への地域住民招待事業
  - (3) 地域づくり関連の講演会等の開催事業
  - (4) ハンディキャップ体験事業
  - (5) 教育機関の相互交流事業
  - (6) その他、ボランティア活動を推進する事業

### (申請)

第5条 助成金を受けようとする教育機関は、「地域福祉教育推進事業助成金交付申請書」（様式第1号）を社会福祉法人東広島市社会福祉協議会（以下「本会」という。）会長に提出しなければならない。

### (交付の決定等)

第6条 本会会長は、前条による助成金交付申請書提出後、関係機関の協力を得て、審査会を開催し、助成金の交付等を決定するものとする。

- 2 助成金の交付等を決定したときは、「地域福祉教育推進事業助成金交付決定通知書」（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(交付の請求)

第7条 助成金の交付の決定を受けたものが助成金の交付の請求をするときは、「地域福祉教育推進事業助成金請求書」(様式第3号)によらなければならない。

(事業の変更及び廃止)

第8条 事業の内容を変更または廃止する場合は、事前に「地域福祉教育推進事業変更(廃止)申請書」(様式第4号)を提出し、本会会長の承諾を受けるものとする。

2 本会会長は、前項の変更または廃止の承認申請がやむを得ないものと認められる場合は、「地域福祉教育推進事業変更(廃止)承認通知書」(様式第5号)により通知する。

(交付金の返還等)

第9条 本会会長は、前条の事業廃止申請書を受理した場合は、必要に応じ助成金の一部または全部の返還を命ずることができる。

2 この助成金を目的外に使用したことが認められるときは、必要に応じ助成金の一部または全部の返還を命ずることができる。

3 事業実施後に、第10条第1項及び第2項に定める報告書類の提出がない場合は、必要に応じ助成金の一部または全部の返還を命ずることができる。

4 事業実施後に繰越金があった場合には、当助成金以外の資金(自己資金等)を除いて、残額の返還を命ずることができる。

(助成金額)

第10条 助成金額は、1校5万円以内とし、本会の予算の範囲内とする。

(報告)

第11条 助成金の交付期間は、当該年度の4月1日から翌年の3月31日の1年間とし、その交付を受けた教育機関は、事業終了後1ヶ月以内に本会会長へ、次の関係書類を提出するものとする。

(1) 「地域福祉教育推進事業助成金実績報告書」(様式6号)

(2) 「収支決算書」(様式7号)

(3) 活動の概要がわかる資料、記録写真 等

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、本会会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

この要項は、平成29年4月1日から施行する。

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

別紙1 (第4条:助成金対象事業)

	事業項目	活動項目
1	学校内外での地域関連の交流事業	ア. 地域住民との交流活動 イ. 施設との交流活動 ウ. 地区社協・地域サロンとの交流活動 エ. ボランティア団体との交流活動 オ. 世代間交流(昔遊び・郷土史)活動 カ. お世話になっている団体へのお礼活動 キ. その他
2	学校行事への地域住民招待事業	ア. 文化祭、学習発表会への招待活動 イ. 体育祭、運動会への招待活動 ウ. 児童会、生徒会行事への招待活動 エ. その他
3	地域づくり関連の講演会等の開催事業	ア. 講演会の開催 イ. 映画会の開催 ウ. 展示会の開催 エ. 学習・研究会の開催 オ. 福祉体験意見発表会・活動報告の開催 カ. その他
4	ハンディキャップ体験事業	ア. 手話体験活動 イ. 点字体験活動 ウ. 車いす体験活動 エ. アイマスク体験活動 オ. 高齢者擬似体験活動 カ. その他 (※福祉体験メニューブック参照)
5	教育機関の相互交流事業	ア. 相互交流会 イ. 相互学習会 ウ. その他
6	その他、ボランティア活動を推進する事業	ア. 地域、公共施設、自然環境の清掃活動 イ. 地域内史跡等の美化活動 ウ. 地域・公共施設の花いっぱい、植樹活動 エ. 廃品回収、空き缶回収 オ. あいさつ・声かけ運動・見守り活動 カ. 街点検 キ. 意識調査 ク. 自然環境の調査 ケ. 地域特有の活動 コ. その他